

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から47年11月まで
② 昭和47年12月

私は、両申立期間当時、厚生年金保険と国民年金の両方に加入して、保険料を重複して納付していたが、市役所に照会したところ、年金受給の際に相殺されるので、重複納付した保険料は還付しないとの回答を受けた。

しかし、最近になって、重複納付していた国民年金保険料が還付されていることが判明し、社会保険事務所に照会したところ、その事務処理に係る詳しい内容についてきちんとした説明をしてもらえなかった。

このため、両申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、本来、昭和47年12月30日となるべき国民年金被保険者資格の再取得日が、48年1月1日となっているために、実際に還付された保険料には、還付すべきではない47年12月分の国民年金保険料も含まれており、その結果、社会保険庁のオンラインの記録では、年金未加入期間となっている。

また、昭和47年度の保険料については、前納により納付されていることから、本来、同年度のすべての保険料が還付されなければならないにもかかわらず、48年1月から同年3月までの保険料については還付されずに納付済みの記録となっていることから、行政側の当時の事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

2 一方、申立期間①について、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人に係る国民年金保険料

の還付について、還付対象期間及び還付金額が明確に記載されており、還付金額についても申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、市役所の職員に対し、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複して納付していたことについて相談したと主張していることから、申立期間①の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

さらに、ほかに申立期間①の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。私は、47 年 4 月に義母の勧めにより国民年金に加入し、毎月、自宅に集金に来ていた A 市役所の係員に保険料を納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の加入手続を行った際に国民年金被保険者資格が「任意」（被用者年金制度の加入者の配偶者等）となる場合は、加入手続日が資格取得日となるべきところ、申立人の国民年金手帳記号番号については、B 社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 48 年 6 月に払い出されているにもかかわらず、申立期間当時に厚生年金保険被保険者の配偶者であった申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、47 年 4 月 1 日にさかのぼって任意の国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、48 年 6 月に B 社会保険事務所において国民年金手帳記号番号の払出しを受けた約 100 人の国民年金加入者に係る国民年金被保険者資格については、申立人と同様に任意の資格であるところ、47 年 4 月 1 日にさかのぼって取得した処理が行われ、そのうちの約 70 人については、保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、行政側の当時の事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

また、申立人は、申立期間、合算対象期間（カラ期間）及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、父が、家族の分の保険料をまとめて納付していたはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、昭和 45 年 10 月から 36 年の長期間にわたり付加保険料も納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の住所については、申立人に係る戸籍の附票及び社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和 55 年 3 月 11 日に A 村（当時）に転入したことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料については現年度保険料であったと考えられることから、同村役場において納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、その両親が申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の両親に係る申立期間の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月及び同年11月の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月及び同年11月
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年10月及び同年11月の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、父が納税組合を通じて納付していた。

このため、申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在せず、行政側の申立人に係る台帳管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、その父が納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の両親に係る申立期間の保険料についてはすべて納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間当時、申立人の両親は、申立人と共に農業を営んでおり、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の付加保険料を含む保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続を行い、保険料については、納税組合長が集金して3か月ごとに役場に納付していた。

私は、申立期間の直前に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間直後に同資格を再取得する手続を行った記憶は無く、申立期間の保険料についても、両親の分と一緒に納税組合長を通じて納付していたにもかかわらず、両親の分が納付済みで、私の分のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金被保険者資格については、加入手続当初から「強制」となっており、昭和49年4月1日付けで同資格を喪失する理由が見当たらず、行政側の事務処理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は、その父が納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、その両親に係る申立期間の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 673

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、昭和 61 年 4 月に前納したが、その後、厚生年金保険に加入したために、後になって国民年金保険料の還付がされた。

しかし、その際、未納となる期間が発生する旨の説明もなく、還付を受けた時期については時効により改めて保険料を納付することもできない時期であった。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 61 年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同年 4 月ごろに前納した申立期間を含む昭和 61 年度の国民年金保険料のうち、同年 7 月から 62 年 3 月までの保険料について平成 16 年 10 月に還付の決定が行われたことが確認できるが、国民年金法施行令第 9 条により、前納に係る期間のうちの未経過期間に係る保険料を還付することとされていることをもって、申立期間の保険料の還付に係る決定が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得直後ではない平成 16 年 10 月に行われていることからすると、還付された時点において申立期間の保険料が時効により納付できないような申立人に不利となる形で行われた行政側の事務処理に疑義がある。

また、申立期間は 5 か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び合算対象期間（カラ期間）を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係るA社B工場（現在は、C社。）における資格取得日については、昭和38年9月27日、資格喪失日については、同年12月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年9月から同年11月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から39年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における昭和38年9月から同年12月までの期間の記録については旧姓による記録がある旨の回答を受けた。しかし、A社B工場に勤務していた期間については昭和38年9月から39年3月までの7か月であったと記憶しているので、期間が相違している。

また、当該記録については、生年月日が異なるため、私の記録ではない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社B工場の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の旧姓名と同一であるものの、該当者が不明である昭和38年9月27日から同年12月8日までの記録がある。この記録については、i) 当該被保険者の姓名が申立人の旧姓名と同一であること、ii) 厚生年金保険被保険者資格の取得時期が申立人の入社時期と一致すること、iii) 当該被保険者の生年月日については、申立人のものと相違しているものの、当該記録に係る健康保険整理番号の次番号により同資格を取得した者と同一であることから、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届の控えにより、届出時に誤記載された可能性がうかがえること、iv) 社会保険事務所の聴取に対し、申立人が「昭和38年12月ごろ退職を申し出たものの、繁忙のため慰留され、思いとどまる」とする旨を回答した記録があることから、これが事実とすると、38年12月に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続が行われた可能性がうかがえることなどから、申立人の記録であると考えられる。

また、申立期間当時のA社B工場における複数の同僚（申立人と同じ女子寮の入寮者を含む。）に照会したところ、そのうちの一人からは、「同じ寮にD地方の方で申立人がおり、その方は入寮してそう長くない期間で退職した」とする旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、当委員会の事実確認結果、社会保険事務所による聴取結果等により、申立期間当時の状況を鮮明に記憶していることがうかがえることから、申立期間同時にA社B工場に勤務していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和38年9月27日に日立製作所B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月8日に同資格を喪失したことが推認できる。

なお、申立人の上記期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人の旧姓名に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和38年9月から同年11月までの期間については1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年12月8日から39年3月までの期間について、申立人がA社B工場に勤務していたことは、上記により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社及び健康保険組合に申立期間当時の記録が残存していないため、申立人の在職期間について確認することができない。

さらに、C社に照会したものの、申立人が申立期間当時のA社B工場に勤務していたことを示す記録は、申立人と生年月日が相違する旧姓名の記録を除き確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間のうち、昭和38年12月8日から39年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和40年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月は9,000円、同年6月から40年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月5日から40年5月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格の喪失日が昭和39年5月5日となっている旨の回答を受けた。しかし、A社には40年5月まで在職していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたこと及び同社を昭和40年5月4日に退社したことが認められる。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和39年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年6月1日に標準報酬月額の随時改定が行われ、かつ、同年10月1日に定時決定が行われたことが認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が昭和39年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和40年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和39年5月は9,000円、同年6月の随時改定により、同年6月から40年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年1月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年3月から18年1月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和17年3月から勤務していたにもかかわらず、厚生保険被保険者資格の取得日が18年1月15日からとされていた。青年学校手帳にも「C青年学校、昭和17年4月1日入学」等の記載があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された青年学校手帳の写し及び申立期間当時のA社の同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚（一人）及び他の同僚（一人）は、茨城県出身で、昭和17年3月にA社へ入社し、青年学校に入学した旨を証言しており、事実、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金被保険者名簿では、この二人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年4月5日になっていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ国民学校を昭和17年3月に卒業し、A社に勤務した申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、存命中の一人からは、「申立人とは同時期にA社に入社し、職場は別であったが、自分と同じ期間について厚生年金保険に加入していたと思う。」とする旨の証言が得られた。

加えて、A社において、昭和17年6月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と同年代の同僚10人に照会したところ、回答が得られたうちの一人（D県出身）からは、「申立人は会社に在籍しており、労働条件に違いは無かった。」とする旨の証言が得られた。

また、B社から提供された昭和24年ごろに作成されたとするA社の労働者年金被保険者台帳については、登載されている26人のうち、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚の二人以外の者は、明治・大正生まれの被保険者であり、同社には申立人と同時期に入社した申立人と同年代の同僚がほかにも多く存在したと考えられるにもかかわらず、そのような同僚が登載されていないことから、申立期間当時の被保険者資格の取得状況を表しているとは言い難く、申立人の生年月日の記載に誤りがあるなど適正さを欠いている。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、後から作成されたものと考えられる上、健康保険整理番号の記載が無く、厚生年金保険記号番号の付番が前後しており、昭和18年1月以降に被保険者資格を有していた申立人の名前が見当たらないなど不備な点が認められるものの、3年2月及び同年3月生まれの被保険者に係る同資格取得日が17年4月となっていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、労働者年金保険料の控除が開始された昭和17年6月から、保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者台帳における昭和18年1月の記録により、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は不明としているが、申立人と同様に、労働者年金保険法が施行された昭和17年6月1日以前にA社に入社したと回答している複数の同僚に係る厚生年金保険の記録においても、申立人と同様に、同法施行時に被保険者資格取得を取得していないケースが確認できることから、申立人がA社に入社した際も、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年2月1日まで

私は、A社C工場に昭和33年4月1日から勤務し、36年12月1日付けで同社C工場から同社B工場に異動したが、厚生年金保険の加入記録では、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日が37年2月1日とされていた。しかし、同一会社内における異動であることから、厚生年金保険の未加入期間があることに納得がいかない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からの回答及び同社から提出された退職者経歴台帳により、昭和33年4月1日に同社C工場に正社員として採用され、平成12年5月31日に同社を退職するまで同社に継続して勤務しており、かつ、同台帳及び同僚の証言により、昭和36年12月1日に同社C工場から同社B工場に異動したことが確認できる。

また、申立人は、D健康保険組合からの回答により、昭和36年12月1日から平成14年6月1日（任意継続期間を含む。）までの期間について、継続して同健康保険組合の組合員であったことが確認できる。

さらに、申立人と一緒に昭和36年12月1日にA社C工場から同社B工場に異動した同僚5人に照会したところ、全員から申立人が正社員であった旨の証言が得られた上、同社からは、正社員については試用期間も含めて全員に対し厚生年金保険を適用させる取扱いであった旨の回答が得られた。

加えて、申立期間の前後にA社C工場から同社B工場に異動した同僚4人について、社会保険庁のオンライン記録により確認したところ、人事異動発

今日と同日に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人の異動時における社会保険の事務処理が適正に行われていなかった事情がうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和37年2月の厚生年金保険被保険者資格の再取得時の記録により、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、申立期間当時の関係書類が残存していないため、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人と同様に昭和36年12月1日にA社C工場から同社B工場に異動した同僚5人についても、同様のケースが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料が 61 年 7 月に還付されている旨の回答を受けた。

私は、昭和 52 年 12 月から国民年金に任意加入し、保険料を納付してきた。申立期間については、61 年 4 月 19 日に 1 年分の保険料を一括納付した。国民年金第 3 号被保険者制度が創設されたことに伴い、申立期間の保険料が還付されているとのことだが、還付請求を行った記憶は無い。

また、還付された保険料の支払先は「A 郵便局」であるとの説明を受けたが、同郵便局は自宅から遠く、仮に、郵便局を指定するのであれば、自宅から近い「B 郵便局」を希望するはずである。

このため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録には、申立人に係る国民年金保険料の還付について、還付対象期間、還付金額、還付決議年月日、送金（支払）通知書作成年月日及び送金支払金融機関名が明確に記載されており、還付金額についても申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金第 3 号被保険者となったことにより、任意の国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

さらに、郵便局における還付金支払の場合、還付金の受取対象者が 1 年以内に支払を受けない場合、郵便局から社会保険事務所あてに還付金相当額が返される場所、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する昭和 62 年度徴収簿には、送金資金 1 年経過による還付金相当額の記載が無いことから、申立期間の保険料が申立人に還付されなかったとは考え難い。

加えて、社会保険庁において保険料の還付金に係る事務手続を行う際、通常、対象となる国民年金被保険者の申請に基づき、同者が希望する金融機関が還付金受取先となり、その後、社会保険事務所から同者に「国庫金送金通知書」が送付され、指定金融機関において還付金を受領することとなっており、また、同通知書の裏面には受領委任状欄があることから、請求者の親族が代理受領することも可能であることが確認できる。

その上、現在の社会保険庁のオンライン記録において受取金融機関名が「A郵便局」となっている点については、郵政事業庁（当時）からの情報に基づき年金受取の支払機関ファイルの更新により郵便局名が一括変更されたことによるためであることが確認できる。

これらのことから、指定金融機関である郵便局及び行政側の還付手続において^{かし}瑕疵があったとは考え難く、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から45年12月まで

私は、20歳になったのを契機に、両親に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、父が納税組合を通じて毎月納付していた。国民年金の加入直後には、1か月100円を納付し、その後、200円へと段階的に保険料額が増加していったと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったのを契機に、A村役場（当時）において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）における国民年金手帳の交付日により、昭和46年2月12日に、同年1月1日付けで国民年金被保険者資格を取得したと考えられ、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その父が納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

平成3年度から5年度までの保険料については、母が郵便局で納付していたが、申立期間の保険料についてだけは、私が、7年2月ないし同年3月にA市役所の年金窓口において納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を平成7年2月ないし同年3月に一括納付したと主張しているが、平成5年度の保険料を7年5月31日に過年度納付したことが確認できることから、社会保険庁のオンライン記録により、同年11月13日付けで過年度納付書が発行されたことについては、この時点では、申立期間については保険料が未納であったことを示すことになることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、A市役所の年金窓口において申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の同市役所では、現金による保険料の仮預かりを行っていなかったことが確認でき、通常、同市指定の金融機関において保険料を納付することとなっていたことから、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した際、領収印が一つのみの領収書を受領したと主張しているが、通常、国民年金保険料の領収書については、当該年度の4月末までに保険料を納付した場合のみ、「1年全納」の欄に一つの領収印が押されることとなるところ、申立人の主張どおりに当該年度末の2月又は3月に保険料を納付する場合、12か月分(12個)の領収印が押されることとなることから、申立人の主張は信憑性が高いとは言い難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定

申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 47 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母が、納税組合を通じて国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、昭和 47 年 3 月に、私が約 7 万円を母に預け、その母が納税組合に一括納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 49 年 5 月 27 日から同年 6 月 4 日までの間と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記録番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和 47 年 3 月に市役所から納付書が送られてきたので、申立期間の保険料を一括納付し、その後はまとめて保険料を納付したことは無いと主張しているが、この時点では、国民年金被保険者資格を有していなかったと考えられることから、納付書が発行されることは無く、また、申立人が国民年金に加入したと考えられる 49 年 5 月ないし同年 6 月時点において、納付が可能であった申立期間の直後の 47 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その母が、納税組合を通じて国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの期間、同年10月から11年3月までの期間及び同年7月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から10年3月まで
② 平成10年10月から11年3月まで
③ 平成11年7月から12年2月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成9年8月から10年3月までの期間、同年10月から11年3月までの期間及び同年7月から12年2月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、平成9年8月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、各申立期間の保険料を同市役所において納付した。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が経営する会社に勤務していたところ、その会社が、経営に行き詰まり、平成9年8月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、国民年金に加入し、各申立期間の保険料をその妻の分と一緒に納付していたと主張しているが、各申立期間に係る申立人の妻の納付記録については保険料の未納期間又は申請免除期間がある上、各申立期間に係る申立人の両親の納付記録についても未納期間又は申請免除期間があることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、源泉徴収票等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの期間及び10年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から10年3月まで
② 平成10年12月から11年2月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成9年8月から10年3月までの期間及び同年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

夫が、平成9年8月ごろに、A市役所において私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を同市役所において納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が経営する会社とその夫が勤務していたところ、その会社が、経営に行き詰まり、平成9年8月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、その夫が、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金に加入したため、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者の資格変更手続きを行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間に係る申立人の夫の納付記録については保険料が未納となっている上、両申立期間に係る申立人の義父の納付記録についても未納期間又は申請免除期間があることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、その夫が両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、源泉徴収票等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、両申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間の昭和36年12月から48年5月までの期間、43年6月から45年7月までの期間及び同年8月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から43年5月まで
② 昭和43年6月から45年7月まで
③ 昭和45年8月から48年7月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年12月から43年5月までの期間、同年6月から45年7月までの期間及び同年8月から48年7月までの国民年金保険料について未納とされていた。

私は、昭和36年12月ごろに、A県で国民年金に加入し、そのころから48年7月まで保険料を納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金第3号被保険者の手続き日より、昭和61年11月14日であることが確認できることから、この時点では、各申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和36年12月ごろに国民年金に加入し、各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については厚生年金保険加入者との婚姻（昭和36年2月）による合算対象期間（カラ期間）であることから、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、各申立期間の保険料を後から納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、その夫が転居時における国民年金の手続を行っていたと主張しているが、申立人自身は転居時における国民年金の手続に直接関与しておらず、その夫も既に他界しているため、転居時における具体的な国民

年金の手続状況が不明である。

その上、各申立期間については、保険料の収納機関が3市町にわたる上、10年以上の長期間にわたることから、行政側の^{かし}瑕疵によって保険料収納記録が消失したとも考え難い。

このほか、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年11月までの期間及び41年11月から47年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年11月まで
② 昭和41年11月から47年5月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年4月から同年11月までの期間及び41年11月から47年5月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

妻が、昭和40年4月ごろに私の国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日により、昭和43年4月1日以降と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間②の直後の期間（昭和47年6月から56年1月までの期間）に係る厚生年金保険の加入記録が昭和61年2月28日に記録統合されたことにより、申立期間②に係る国民年金被保険者資格の喪失日が発生し、申立期間①と申立期間②の間の期間（40年12月から41年10月までの期間）に係る厚生年金保険の加入記録が平成5年12月27日に記録統合されたことにより、申立期間①に係る同資格の喪失日及び申立期間②に係る同資格の取得日が発生したことが確認でき、これらの記録統合については、いずれも申立人の妻が他界した昭和60年6月以降に行われていることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その妻が、国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は

国民年金の手續に直接関与しておらず、その妻も既に他界しているため、両申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 45 年 4 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 12 月まで
③ 昭和 52 年 3 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社及びA社B事業所に勤務していた昭和 44 年 3 月から 45 年 4 月までの期間並びにC社に勤務していた 47 年 10 月から 48 年 12 月までの期間及び 52 年 3 月から同年 12 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 44 年 3 月にA社に入社し、約 3 か月の間、会員制ホテル（B事業所）の会員募集の業務に従事し、その後、A社B事業所に異動し、45 年 4 月まで同社においてフロント業務等に従事していた。また、C社にも勤務し、営業等の業務に就いていた記憶があるので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社本社に勤務していたとする申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が名前を挙げた当時の事業主及び同僚 3 人のうち二人は、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、昭和 42 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿により同社が平成元年 12 月 3 日に解散したことが確認でき、また、申立人が名前を挙げた当時の事業主の連絡先も不明である上、昭和 55 年 9 月 22 日に同社の代表取締役役に就任した者に照会したものの、当時の状況については不明である旨の回答が得ら

れたことから、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人について、申立人はその連絡先を記憶していない上、社会保険庁のオンライン記録で連絡先が判明した同僚二人について、一人は既に他界しており、もう一人からは回答が得られず、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人と同年代で、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和42年5月30日に厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が確認でき、存命中の男性3人に照会したところ、回答が得られた二人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、A社本社に約3か月勤務していたと主張しているが、回答が得られた同僚二人のうち一人からは、A社においては入社後3か月間は見習期間として厚生年金保険には加入させない取扱いがあった旨の証言が得られた。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

2 A社B事業所に勤務していたとする申立期間①について、同社に勤務していた者の証言により申立人が同社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社B事業所は、昭和42年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険業務センターが管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和42年9月1日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後、その記録が取り消されたことが確認できるが、同原票に記載された厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日については同年10月31日となっており、申立期間①に同被保険者資格を取得した形跡はうかがえない。

加えて、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和42年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が確認でき、存命中の男性4人に照会したところ、回答が得られた3人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、回答が得られた同僚3人のうちの一人からは、A社B事業所は申立期間①以前に倒産した旨の証言が得られたことから、申立期間①に同社に勤務していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①に係るA社B

事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

- 3 申立人は、C社に勤務していた期間を申立期間②及び③としていることについて、両申立期間に同社に勤務していたわけではなく、勤務していたのはいずれかの期間であったと主張しており、事実、当時の事業主及び社会保険担当者からは、申立人が同社に勤務していた時期については申立期間②であり、申立期間③については勤務していなかった旨の証言が得られ、当時の同僚の証言からも、申立人が申立期間②当時に同社に勤務していたことが推認できる。しかしながら、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、C社は、昭和51年6月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の社会保険担当者からは、C社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和51年6月1日より以前については、入社面接時に厚生年金保険の適用が無い旨を説明し、了解を得た上で採用していた旨の証言が得られた。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和51年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間③まで同資格を有していた者のうち、連絡先が確認でき、存命中の者6人に照会したところ、回答が得られた二人からは、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間②及び③に係るC社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、申立期間③について、C社の厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られない。

- 4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 5 日から 45 年 1 月 21 日まで
② 昭和 45 年 2 月 2 日から同年 7 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 9 月 5 日から 45 年 1 月 21 日までの期間及びB社に勤務していた同年 2 月 2 日から同年 7 月 26 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、両申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金が支給済みとなっているC社及びD社並びに両申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無い上、社会保険事務所が管理するB社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人以外に「脱」の表示がある者は申立人の健康保険整理番号の前後の女性 55 名中一人のみであり、その一人については脱退手当金の支給記録があるとともに、残りの者については同原票に「脱」の表示が無く、脱退手当金の支給記録も無い。

さらに、申立期間②当時のB社の取締役及び脱退手当金請求者に照会したものの、脱退手当金の取扱いについて具体的な証言が得られず、ほかに申立人が両申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和41年4月から44年3月までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、申立期間にA社B事業所に勤務していたことは間違いのないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、C町D（当時）に所在するA社B事業所において日雇労働者としてE業務に従事していたと主張しているが、申立期間当時のC町Dについては同社F支社の管轄となっていたことから、同社F支社に確認したところ、申立人が従事していたと主張する業務に従事していた者は現地採用の契約社員であったと推測されるとする旨の回答が得られた。

さらに、A社からは、現在、E業務に従事する者を直接雇用しておらず、申立期間当時の記録も残存していないため、当時の厚生年金保険の適用に関する取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、健康保険について、A社B事業所からは健康保険証を受領しておらず、国民健康保険被保険者証を使用していたと主張しており、かつ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間同時に国民年金被保険者として申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

なお、公共職業安定所に照会したところ、昭和44年5月20日から45年4月25日までの期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できる。

このほか、本申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。